

介護職員処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人健康会(以下「法人」という。)給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算制度(以下「処遇改善制度」という。)に基づき法人の介護職員に対し支給する処遇改善加算金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、法人で勤務する介護職員に対し、処遇改善加算金を支給する。

(支給額)

第3条 処遇改善加算金の支給額は、処遇改善制度による加算見込額の範囲内において、法人(または理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条 処遇改善加算金の支給は、賃金の改善にあたる昇給分や月毎または期末の手当等により支給する。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第6条 この規程は、処遇改善制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付 則 この規程は令和元年10月1日から施行する。

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人健康会(以下「法人」という。)給与規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定加算制度」という。)に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金(以下「特定加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常勤職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める特定加算制度の対象職種職員に対し、特定加算金を支給する。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、法人(または理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、年1回、当年度分を一時金(手当)として給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、勤務10年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付 則 この規程は令和元年10月1日から施行する。

2020年度 健康会 介護職員処遇改善加算による介護職員の賃金改善について

		H26年度 2014年度		R2年度 2020年度	
① 処遇改善手当		11,200	→	15,000	所定労働時間 6時間以上の介護職員に 15,000円の賃金改善
		5,600	→	7,500	所定労働時間 6時間未満の介護職員に 7,500円の賃金改善
② 資格手当(介護福祉士)		8,000	→	15,000	介護業務に従事する介護職員に 7,000円の賃金改善
③ 定期昇給 (正規・契約・パート)					2019年度からの昇給額分を 賃金改善として算定
④ 法定福利費増額分					2019年度からの法定福利費の増額分を 賃金改善として算定
⑤ 夜勤手当		6,000	→	8,000	手当6,000円からの改訂で、夜勤1回 2,000円の賃金改善
⑥ 宿直手当		5,000	→	6,000	手当5,000円からの改訂で、宿直1回 1,000円の賃金改善
⑦ 副主任手当 (サブリーダーから移行した者)		3,000	→	10,000	手当3,000円からの改訂で、役職手当 7,000円の賃金改善
⑧ 賞与プラス査定					2020年度に支給する賞与のうち、法人として支給決定する基本率を上回る査定分を 賃金改善として算定
⑨ 年度末一時金					処遇改善加算給付額が、上記①～⑥の実施額を上回る場合は、2020年度末に 年度末一時金にて賃金改善予定

※ 上記①～⑨の項目により、介護職員処遇改善加算額を上回る額の賃金改善を実施する

※ 上記賃金改善については 2020.4月分給与より実施する

2020年度 健康会 介護職員等 **特定処遇改善**加算による賃金改善について

【特定処遇改善加算の支給について】

- 従来の処遇改善加算に加えて、2019年10月から「特定処遇改善加算」(新加算)を取得する。
- 新加算は、介護職員以外の職種の職員に対しても支給することができる。
- 2020年度、健康会は【賃金改善の対象となる職員】を以下の①②③のグループに分け、グループごとに、平均支給額が4:2:1の比率になるように支給額を決定する。
- 支給方法は、年度末に手当として、一括支給する。

【健康会における賃金改善の対象となる職員（グループ分け）】

- ① 「経験・技能のある介護職員」として、法人グループ内で10年以上の勤続年数のある「介護福祉士」
- ② 上記①以外の介護職員
- ③ 介護職員以外の職員(2019年の年収が440万円以上の者は除く)

(※新加算制度において、支給対象となる事業所の職員)

